

22 生命保険等

《 共済組合 》

1 福祉保険制度

公立学校共済組合「福祉保険制度」は、「ファミリー年金」、「傷病休職給付金」、「医療費支援制度」の3つの制度で構成されています。募集は、毎年7月頃に行います。

また、平成29年11月に「ファミリー応援金」が新設されました。

(1) ファミリー年金

加入者が在職中に死亡又は高度障害状態となった場合、ご遺族（高度障害の場合は加入者本人）に生命保険金を年金の形で一定期間支給されます。

(2) 傷病休職給付金

病気（精神疾患含む）やけがで働けなくなった場合に減少してしまう収入を補完します。

(3) 医療費支援制度

入院費用給付金と特定疾病給付金の2つの給付事業（オプションあり）からなります。

(4) ファミリー応援金

加入者（原則組合員本人全員）が在職中に死亡又は高度障害となった場合、遺族（高度障害の場合は加入者本人）に50,000円が支給されます。保険料は共済組合が負担し、組合員は自動加入となります。

2 アイリスプラン

公立学校共済組合「アイリスプラン」は、「年金コース」、「医療・日常事故コース」の2つの制度で構成されています。募集リーフレットの配布時期は、9月頃です。

(1) 年金コース … 在職中に積み立て、退職後年金として支給。

(2) 医療・日常事故コース … 入院やケガに対して、給付金を支給。

《 互 助 会 》

1 生活サポートプラン、積立終身保険、アフラック生命保険（医療保険、がん保険、介護保険）

会員の生活の安定を図るため、各種保険を取り扱っています。

（※臨時的任用職員及びフルタイム会計年度任用職員の方は、「生活サポートプラン」のみ加入できます。）

互助会取扱いの団体保険事業 一覧

名称			保険の種類		保障期間	取扱会社	募集期間
生活サポート プラン	復興資金		死亡・高度 障害保障	(一時金)	70歳まで	明治安田生命 他3社	10～12月
	復興資金加入後	維持資金		(年金)		明治安田生命	
		特定疾病サポート	特定疾病保障	現職中			
		就業不能サポート	就業不能保障		終身医療切替可		
		医療費サポート(一時金型)	医療保険	明治安田生命 明治安田損保			
		医療費サポート(医療保障型)					
		アクシデントサポート	傷害保険	80歳まで切替可			
積立終身保険 (拠出型企业年金保険)			退職後の保障		—	アクサ生命 他 5 社	5月
アフラック	「生きる」を創るがん保険WINGS (がん保険)				終身	アフラック生命	通年
	EVERシンプル (医療保険)						
	アフラックのしっかり頼れる介護保険 (介護保険)						

2 生活サポートプラン支援事業

互助会が生活サポートプランの保険料を負担して、全会員を被保険者とする生命保険（保険金額は12万円）に加入しています。

3 生命保険の団体契約（小・中学校、教育庁職員）

互助会が生命保険会社と団体契約を結び、契約者（会員）の給料から保険料を控除して、互助会が一括して生命保険会社へ払い込むことにより、契約者には割安の団体扱保険料が適用されます。

23 財形貯蓄

《 県 》

	一般財形貯蓄	住宅財形貯蓄	年金財形貯蓄
目的	多目的の積立が可能	住宅目的の積立に限る	年金目的の積立に限る
加入年齢	年齢制限なし	55 歳未満	
対象者	山口県教育委員会の任命に係る教職員（非常勤・臨時的任用職員・会計年度任用職員を除く。）で給与が電算処理されている者		
契約できる件数	一般・住宅・年金それぞれ1契約で合計3契約。 ただし、取扱金融機関が同一であること。		
非課税限度額	・ 非課税措置なし ・ 利子に対して20.315%の源泉分離課税	・ 住宅・年金財形を合わせて元利合計550万円まで 生命保険・損害保険の年金財形は元金385万円までで、住宅財形と合わせて元金550万円まで	
用件違反の取扱 解約扱20% 追徴課税		① 住宅取得目的・年金支払以外の払出 ② 2年を超える中断 ③ 非課税限度額オーバー	
積立方法及び 積立額	・ 積立方法 … 毎月の給与及び6月又は12月の期末、勤勉手当から控除 ・ 積立額 … 1回の積立控除額は、1,000円以上で1,000円の整数倍		
募集期間	8～9月（新規加入契約、契約金融機関の変更、積立控除額の変更は、募集期間外はできない。）原則として11月分給与から控除預入等開始。		
新規契約時の 必要書類	契約金融機関の加入手続きの他に、下記の書類を金融機関経由で提出してください。（これらの様式は金融機関にあります。）		
	・ 控除預入等依頼書	・ 控除預入等依頼書 ・ 財産形成非課税住宅貯蓄申告書 ・ 財産形成非課税住宅貯蓄申込書	・ 控除預入等依頼書 ・ 財産形成非課税年金貯蓄申告書 ・ 財産形成非課税年金貯蓄申込書
加入後の変更等	(1) 解約、中断、復活については、毎月受け付けます。ただし、変更月の前月25日までに控除預入等依頼書を金融機関経由で提出してください。 (2) 復活は、中断したときと同じ契約内容での復活となります。 (3) 育児休業や退職等で積立控除ができなくなる場合は、必ず、契約金融機関へその旨を連絡し、所定の手続きをしてください。 なお、育児休業等から復帰したときは、「復活」の手続きをしてください。 (4) 平成27年4月1日から、住宅財形及び年金財形について、2年を超える育児休業期間についても、利子等について非課税措置を受けることができます。 (5) 年金財形貯蓄の積立が終了したときは、必ず金融機関経由で「中断」の手続きをしてください。		

24 給付などの請求期限

《 共済組合 》

項目	請求書提出期限	給付日	時効
短期給付	毎月10日	当月月末	給付の事由が生じた日から2年
長期給付（年金）	—	—	給付の事由が生じた日から5年

《 互 助 会 》

項目	請求書提出期限	給付日	時効
各種給付	毎月10日	当月月末	給付の事由が生じた日から3年

《 地方公務員災害補償基金 》

項目	請求書提出期限	給付日	時効
公務災害、通勤災害	随時 （災害発生後速やかに提出してください。）	—	補償の事由が生じた日から2年 （障害補償、遺族補償等は5年以内）

25 交通事故で受診するとき

（ マイナ保険証等の正しい使い方 ）

《 共済組合 》

組合員又は被扶養者が交通事故等の第三者の行為によって負傷した場合、共済組合では次のように取り扱っています。

1 まず届け出を！

どんな小さな事故でも、警察へ届出をすると同時に、治療のためマイナ保険証等を使用する場合は必ず共済組合に連絡し、次の書類を提出してください。

- (1) 損害賠償申告書（様式集P44）
- (2) 事故報告書（様式集P45）
- (3) 事故発生状況報告書（様式集P46）
- (4) 損害賠償経過報告書（様式集P47）
- (5) 交通事故証明書（自動車安全運転センターで発行）
- (6) 念書（様式集P48）
- (7) 同意書（様式集P49）
- (8) 確約書（様式集P50）

2 治療費は加害者が負担

交通事故などで第三者から傷害を受けた場合の治療費は加害者の負担が原則ですが、共済組合に連絡のうえでマイナ保険証等を使用して治療を受けることができます。この場合その治療費は共済組合が一時立て替えているものですから、後日その治療費を過失割合に応じて加害者本人又は加害者が加入している保険会社へ請求することとなります。

3 示談は慎重に！

マイナ保険証等を使用した場合、共済組合に相談せず自己判断で示談をすると（特に加害者側が支払うべき治療費の免除などの不利な示談をした場合）、被害者である組合員に共済組合支払相当額を共済組合に返納してもらうことになりますので、十分注意してください。

例えば、組合員が「治療費についてはマイナ保険証を使用すれば一部負担金を除いてタダなのでイリマセン」など安易に請求権を放棄すると、共済組合は立て替えた治療費を加害者に対し請求できなくなり、その分は請求権を放棄した組合員に請求することとなります。